

令和7年

区民委員会会議録

とき 令和7年11月25日

品川区議会

令和7年 品川区議会区民委員会

日 時 令和7年11月25日（火） 午前10時00分～午前11時04分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 西 村 直 子 副委員長 藤 原 正 則
委 員 こ し ば 新 委 員 お ぎ の あ や か

欠席委員 委 員 こ ん の 孝 子 委 員 せ ら ク 真 央
委 員 高 橋 伸 明

出席説明員 川 島 地 域 振 興 部 長 平 原 地 域 活 動 課 長
澤 邊 生 活 安 全 担 当 課 長 今 井 八 潮 ま ち づ く り 担 当 課 長
築 山 戸 籍 住 民 課 長 小 林 地 域 産 業 振 興 課 長
栗 原 創 業 ・ スタートアップ 支 援 担 当 課 長 辻 文 化 観 光 ス ポ ーツ 振 興 部 長
大 森 文 化 観 光 戰 略 課 長 守 屋 ス ポ ーツ 推 進 課 長

○午前10時00分開会

○西村委員長

それでは、ただいまより区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

なお、こんの委員、せらく委員、高橋伸明委員より、本日の委員会に欠席される旨ご連絡がありました。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願ひいたします。

1 議案審査

(1) 第122号議案 品川区立区民斎場条例を廃止する条例

○西村委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

初めに、(1)第122号議案、品川区立区民斎場条例を廃止する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○築山戸籍住民課長

第122号議案、品川区立区民斎場条例を廃止する条例についてご説明いたします。資料をご覧ください。

項番1、廃止の理由です。11月5日の区民委員会での報告と重なりますが、改めて廃止の理由についてご説明いたします。

区民斎場であるなぎさ会館は、平成4年4月18日に開館しましたが、平成16年に臨海斎場の開場後、利用件数は低下傾向にあり、近年は葬儀が小規模化するなどし、利用率が低くなっていること。また、収支状況については、利用件数の低下に伴い歳入が減る一方、建物改修や維持管理等により経費負担が発生し、赤字経営が続いていること。一方、臨海斎場が令和8年1月から式場4室を増設し、さらに令和12年度にも4室の増設を予定していること。こうした状況を踏まえ、検討の結果、なぎさ会館を閉館することとしたため、品川区立区民斎場条例の廃止について提案するものでございます。

項番2、条例および規則の改廃についてです。

(1) なぎさ会館の廃止に伴い、品川区立区民斎場条例および品川区立区民斎場条例施行規則を廃止します。

(2) 品川区暴力団排除条例第8条の規定に基づく施設を定める規則になぎさ会館が定められているため、別紙の新旧対照表をご確認いただきたいのですが、別表、改正前18番の品川区立区民斎場条例の文言を削除するものでございます。

項番4、改廃日ですが、令和8年4月1日です。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

よろしいですか。

では、ご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

採決になります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願ひいたします。

○こしば委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○西村委員長

それでは、これより第122号議案、品川区立区民斎場条例を廃止する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 第131号議案 指定管理者の指定について

○西村委員長

次に、(2)第131号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大森文化観光戦略課長

それでは、私からは、サイドブックスの1-2、第131号議案、指定管理者の指定についてをご説明させていただきます。資料をご覧ください。

項番1、管理を行わせる施設ということで、名称、品川区立総合区民会館、いわゆるきゅりあんとなります。所在地は、品川区東大井五丁目18番1号となります。

項番2、指定管理者候補者となります。名称は公益財団法人品川文化振興事業団、代表者、所在地等が記載されてございます。

それから項番3、指定期間です。こちらは令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

項番4、施設の概要になりますが、こちらはサイドブックスの資料を1ページおめくりいただきまして、別紙1がございます。そちらの施設概要に、構造、敷地面積、延べ床面積、施設内容ということで、各階どういった施設があるかというものを記載してございます。

ページをお戻りいただきまして、項番5になります。指定管理者候補者の選定となります。こちらは、簡易型プロポーザルの公募型という形で実施したところでございます。

項番6、候補者選定までの経緯につきましては、資料の3枚目に別紙2、品川区立総合区民会館指定管理者候補者選定結果等の報告書がございます。こちらに沿ってご説明させていただきます。報告書の4ページを開いていただきまして、III、選定経過についてのところをご覧ください。

(1) の委員構成となります。こちらのメンバーにより、9月2日に選定予備委員会を実施いたしました。

6ページをご覧ください。こちらは選定基準に基づく採点表ということで、満点が625点中、476点という点数になりました。こちらはパーセンテージで示しますと、76.2%の得点率となります。

それから、一つ下に、外部委員を2名含みます4名による委員構成としまして、9月16日に選定委

員会を実施したところでございます。

それから、最後のページになります。別添の選考基準というものがございます。こちらを採点表として、審査を行ったところでございます。こちらは選定予備委員会および選定委員会で、両方同じものを使って採点しているところでございます。

報告書の3ページ目に戻っていただきまして、項番の6、選定理由をご覧ください。今回、品川文化振興事業団を指定管理者候補者として選定した理由が記載されています。大きく3点ございまして、1点目として、過去20年間の実績と経験による安定感のある運営が期待できるということ。それから2点目におきましては、区および民間事業者を含む区内関係団体との連携した事業を展開できるというところで、区の施策を理解していること。それから3点目に、公認会計士による事業者経営分析により、経営に支障がないことなどを理由としたものでございます。

最初のページにお戻りいただきまして、項番7、今後のスケジュールにつきまして、令和7年第4回定例会において指定管理の指定議決をされた後、指定通知書を送付しまして、管理運営等に関する協議を行い、協定を締結する予定となっております。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

○こしば委員

私からは、選定委員会の会議要旨のところで少しづからないところがあったので、お聞きしたいと思うのですが、報告書の7ページの2つ目のボチのところなのですけれども、稼働率のところで、不具合が発生してしまうと施設が100%の状態では稼働できないため、稼働率を高く見積もるのは得策ではないと委員の方から指摘を受けているのですが、確かに大規模改修工事を行ったとしても、必ずしも100%稼働はできないとは思うのですけれども、この辺りの考え方について教えていただきたいと思います。

要は100%ではなくて、例えば8割の稼働率を想定して予算立てをするのか、それとも、基本的には恐らくそういった不具合が発生しないということを想定して、多分稼働率を出すものだと思うのですけれども、その辺りのお考えについて教えていただきたいと思います。

○大森文化観光戦略課長

100%を目指して努力をしていただきたいというところはあるのですけれども、全ての部屋が100%になるというのはなかなか難しい状況がございます。特に、夜間の利用等がなかなかうまく進まないというところが具体的な課題として挙げられていますので、この辺りは今後、運用等も踏まえまして考えていく必要があるのかなと思っているところでございます。

100%の勘定でいってしまうと、最終的に80%なのかという話になると、歳入等にも影響が及んでしまうというところはあるので、その辺りはバランスのいいところを両者で協議しながら、運営について考えていきたいと思っております。

○西村委員長

ほかによろしいですか。

○おぎの委員

きゅりあんは本当に昔から区民の方から親しまれていて、私も先日、2025品川区民秋のコンサートがきゅりあんで行われていたので、子どもと一緒に参加させていただきました。当日、満席に近い1,000人、ほぼ埋まっている状態で、非常にたくさんの方がいらっしゃっていたのですけれども、

滞りなく大盛況でコンサートは終えられていて、よかったです。ああやって大人数で、区民をはじめ、近隣の方が集まる場所というのはすごく大切なと思います。

過去20年間実績があるということですが、過去20年間に大きなトラブル等があったのかというのと、分からぬので教えていただきたいのですけれども、建物に第三者機関の立入検査みたいな機会というのはないのでしょうか。

○大森文化観光戦略課長

2点のご質問ということで、まず外部の立入りに関しては、5年間のうちの1か年、そちらで外部の検査を入れているという形になります。

それから、大きな被害というところなのですけれども、特段何か、地震で屋根が落ちてきたとか、そういうことなどは記憶するところはなくて、でも、やはり東日本大震災のときに、時間的には利用者等がいたと思うので、そういったときに、帰れない方をとどめたりとか、そういったご対応はされていたという記憶です。特に何か大きな施設的な、ハード的なトラブル等というものは、今のところ思い出すことができないというか、なかったかなというところになります。

○おぎの委員

定期的に外部の方の目も入るようにはなっているということで、先日お話を聞かせていただきました警察と一緒に防災訓練とか、そういったことを行っているとお聞きしていたので、会場においてもすごく安心して参加できました。

一方で、会場のお手洗いなのですけれども、女性トイレのお母さんと子どもが手をつないでいるピクトグラムで、入り口に非常に分かりやすく表示されているのです。手すりがありますとか、子どもが小さな便器に腰かけている絵がついていて、恐らく子どもが使えるようにもなっていますとか、お着替えができますとか、この隣にありますと、パネルで分かりやすく、トイレの機能が入り口に書いてあるのです。個室もそれぞれの個室に、ここには手すりがついている、ここには何がついているみたいな、個室の1個1個右側にピクトグラムで分かりやすく表示は出ているのですが、子どもが用を足せる便座が備えてありますというパネルがついているところに、その便座がないのです。

ちょうどそのとき、全部個室を見て回ったのですけれども、表示どおりに設置されていない部分等がありまして、たまたまこれは秋のコンサートだったので、オーケストラだったので、小さいお子さん連れという方はお客様としては恐らく想定していないので、特になくても問題はなかったのかなと思いますが、小さい子は緊急でトイレに駆け込んで、お母さんもトイレを探したりとかもしていますので、ほかの階のフロアでイベントがあって、ちょうどない階に下りてきてしまったりすると、子どものトイレを探し回る方もいらっしゃるかもしれないので、その辺りなどは定期的にといいますか、チェックして見ていただけたら、より区民の方が使いやすいのかなと思いました。これは要望です。

○藤原副委員長

改めてお伺いしますが、応募事業者から提出された申請書類がありますが、今回は文化振興事業団以外に応募された事業者はあったのでしょうか。

○大森文化観光戦略課長

応募の状況ということになるかと思います。

応募の状況ですけれども、6月25日から7月9日まで周知を図りまして、その時点で2事業者から公募説明会への応募がございました。公募説明会は、現地の施設見学等も含めた形で説明会と現地見学ということで、その時点では2事業者に参加していただいたのですけれども、その後、提案書というも

のを期限までに出さないといけないのですが、その提案書が出てこなかつたという形になりました、1者が実質辞退したという形になりました、審査自体は1者での審査という結果になっております。

○藤原副委員長

ということは、文化振興事業団しかなかつたということでいいのですかということ。それと、評価の点数が出ているではないですか。その点数をどのように評価しているのかということです。パーセンテージだと70%台に行っているけれども、安定的という意味では安定ですが、そう高くもないのかな、低くもないけれどもという感覚があるのですが、その辺りはいかがですかということ。

結局、1者しかないわけですから、そこが申請しているからやるというのは、やってくれるから申請してくれると思うのですけれども、それで私が不安に思うのは、例えば申請といいますか、最初のときにはもう1者あったということですが、指定管理を始めたときは、もう少し応募が多かったのです。20年前に始めた頃は多かったですよね。けれども、この文化振興事業団は、品川区のOBたちが再任用の形で入っていて、選定予備委員会名簿を見ても、役所の職員の方ではないですか。そうしたら、点数を見て判断するとは思うのだけれども、役所の仕事に情は入らないかもしれないですが、現実問題、なかなかいろいろな複雑な関係があって、もうここが決まってしまっているから、プロポーザルにしても何にしても、ここはもう意味がないのだとなつてしまったら、指定管理者制度を導入したときの大義がなくなってしまうわけです。その辺りはきちんと担保されているのか。

○大森文化観光戦略課長

3点かと思います。

まず1点目、最終的に1者という、その1者が文化振興事業団なのかというご質問ですけれども、そういう形になります。文化振興事業団1者を審査したという形になります。

それから、点数からの判断というところなのですけれども、選定予備委員会では76.2%、それから、その後に行われた選定委員会では75%ということで、どちらの委員会においても同等レベルの評価が出されていると思っております。

委員会を開く前に、我々部内で共通認識ということで、60%ぐらいが大体最低ボーダーになるのではないかというところで、話していたというところもあったので、実際に60%を切るような点数の取得しかできないということであれば、何か変わる展開があったのかというところもあるのですけれども、その辺りは、外部評価を入れても75%という率が出たので、任せて安心ではなかろうかという話も出ております。

それから、ほかが入ってこないというところなのですけれども、20年やっているという経験等がございますので、替わっていくと、初期費用で導入するものなども多分多くなつてしまつて、そういう意味では、なかなか参入しづらいというところもありまして、こちらも7,800万円という金額の上限を出していたりというところもあるので、あまり高くなつてしまつても難しいし、自分たちの会社でその部分を担保して入れ込んでいくかというところの話になつていきますと、なかなか参入しづらいイニシャルコストの部分などがあるのかなというところはあるのですけれども、こちらとしては、区民の皆様に愛される施設であつてほしいというのと、区民の皆様へのサービス向上というものを、どうしていったらいいかというものを積み上げて考えてきているところもありますので、その辺り、今の文化振興事業団と完璧にできているかというと、そういうところではないのですけれども、どういった事業者が入つても、区民の皆様に愛される施設で、利用の便がいい施設としてそういうものを考えて、お互いに両軸で施設運営ができたらしいなとは考えているところでございます。

○藤原副委員長

今の説明を伺っていると、次の令和13年が終わった後も、多分、文化振興事業団に指定管理者はなるのだなと私個人的には思っています。ただ、一つ要望といいますか、文化振興事業団が、区のOBの方が行かれる施設というのは現実にあるわけですけれども、指定管理をお任せするのは区側ですから、きちんとした意見、要望は、文化振興事業団に言っていただきたいと思うのです。それが言えないような流れというか、暗黙のルールというか、それはそうですよね。区のOBたちが行くわけですから、いわゆる職員という意味では先輩たちが行かれているわけですから、その辺りは、区が指定管理をお願いするわけですから、きちんと区の要望が通るようにしていただきたいと思うのですけれども、最後にそこを。

○大森文化観光戦略課長

区の要望というか、区民の皆様の要望ですとか、そういった話になるのかなと思うのですけれども、その辺りは、立場上の優劣があつて言えないとか、そういうことはないので、日々相談という形で持ちかける場合もありますし、これはどうしてもやってもらわないと困りますという話で要望という形で、人件費等々、手間等々がかかるものに関しては、それによってまた少し予算がかかりますなどという話になってくるわけなのですけれども、その辺りはしっかりと要望を伝えまして、特段OBがいらっしゃるからという話で、こちらがひるむということはないような形で、しっかりと区民の皆様の要望をお伝えしていくこうと思っております。

○西村委員長

それでは、ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願ひいたします。

○こしば委員

賛成します。

○おぎの委員

賛成です。

○西村委員長

それでは、これより第131号議案、指定管理者の指定についてについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(3) 第132号議案 指定管理者の指定について

○西村委員長

次に、(3)第132号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○守屋スポーツ推進課長

私からは、第132号議案、指定管理者の指定についてご説明させていただきます。サイドブックス

1－3の資料をご覧ください。

品川区立体育館の指定管理者候補者の公募につきましては、5月の区民委員会におきましてご説明させていただいたところです。今回は、公募選定の結果、指定管理者候補者を選定いたしましたので、指定管理者の指定議案として皆様にお諮りをするものでございます。

まず、1枚目の資料に沿ってご説明させていただきます。

項目1、管理を行わせる施設ですが、記載のとおり、（1）品川区立総合体育館と、（2）品川区立戸越体育館でございます。

2、指定管理者候補者につきましては、記載のとおり、公益財団法人品川区スポーツ協会となります。

3、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

4、施設の概要につきましては、次ページの別紙1のとおりとなっておりますので、そちらをご覧ください。1、品川区立総合体育館と、2、品川区立戸越体育館の施設の概要を記載したものとなっております。構造、敷地面積、延べ床面積、施設内容、それぞれの主競技場等の施設名が記載されております。こちらが施設概要でございます。

ページをお戻りいただきまして、5の指定管理者候補者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式により実施したところでございます。

6の指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、資料3枚目からの別紙2、品川区立体育館指定管理者候補者選定結果等報告書にてご説明させていただきます。報告書の下段に報告書のページ数が記載されておりますけれども、そちらの4ページをご覧ください。Ⅲの選定経過についてでございます。

（1）の委員構成によりまして、9月2日に選定予備委員会を実施いたしました。審議内容につきましては、書面審査、財務状況分析結果の評価を行いました。

審査についてですけれども、最後のページまでお進みいただきまして、こちらは別添となってございますが、こちらの選考基準、評価項目・配点により審査を行ったところでございます。こちらの評価項目ですが、1は、利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上が図られるものであること。2、体育館の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。3、体育館の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること。4、体育館の設置目的を達成するため十分な能力を有していること。こちらを基に、審査員1人当たり125点満点で採点項目を設けさせていただいているものでございます。

報告書の5ページにお戻りいただきまして、選考基準に基づく採点表の結果は、こちらに記載のとおり、総合点数として387点という結果でございました。

次に、報告書6ページにお進みください。こちらの中段のとおり、外部委員の2名を含む4名の委員構成として、9月9日に選定委員会を実施いたしました。審議内容につきましては、応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、審査、財務状況分析結果の評価を行いました。審査についてですが、先ほどのご説明と同様に、最後のページに記載しております選考基準、評価項目・配点により審査を行ったところでございます。

報告書7ページにお進みいただきまして、（6）選考基準に基づく採点表の結果は、総合点数として386点でございました。

次に、報告書の3ページにお戻りいただきまして、6の選定理由でございます。こちらは大きく3つございます。

(1) 施設の管理運営につきましては、これまでの20年間で培われた実績と経験に裏づけられた安定感のある提案で、区や関係団体との連携・協力体制もしっかりと取れており、安心して任せられる内容であった。

(2) 事業については、提案内容の新規性や費用対効果の検証については課題を残すが、未就学児向けの事業展開や施設の利用率向上のための提案もあり、今後に期待できる内容であった。

(3) 施設運営を安定して行う能力として、業務遂行の基本的能力となる経営基盤は、公認会計士による事業者経営分析の結果を踏まえ、経営に支障がないと判断した。

このように、選考基準に基づき総合的に評価した結果、指定管理者候補者としてふさわしいと判断できるため、公益財団法人品川区スポーツ協会を品川区立体育館指定管理者候補者として選定することに至りました。

最初のページにお戻りいただきまして、7、今後のスケジュールでございますが、令和7年第4回定期例会において指定管理者の指定議決をされた後、指定管理者指定通知を送付し、管理運営等に関する協議を行った上で、協定を締結していくものでございます。

○西村委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○藤原副委員長

先ほどと同じ質問になってしまふのですけれども、応募事業者は何者あったのでしょうか。

○守屋スポーツ推進課長

3事業者から応募申込みがございましたが、提案締切りの段階で2者からの辞退の申出がございまして、提案書類を提出された現指定管理者である公益財団法人品川区スポーツ協会1者を候補者として選定したところでございます。

○藤原副委員長

こここの指定管理者も、区の再任用OBが行かれていますよね。その確認と、結局、結果的に1者になってしまふのです。でも、偶然ということではないです。もうシステム化されているのです。されていないと言うかもしれないけれども、なぜなら、ずっとここだからです。

だから、指定管理者制度を導入したときにも、私はたしか区民委員会にいたと思うのですけれども、指定管理者制度を入れるのは、民間のプロポーザル等でどういうサービスを提案してくれるかということで、ただ、1年ごとはやりませんと。経営の継続性があるから、5年にしましょうと。それで、いい意味の団体・企業の競争があって、それが区民サービスにつながるのだという形で、指定管理者制度を導入するという説明を受けていたのです。

文化振興事業団が今、ずっと連続でやられているけれども、いわゆるきゅりあん等に関しても、競争があった時代はたしかあったと思います。だけれども、再任用などで行かれているところが、このようにずっと連続しているということの事実があるわけですから、指定管理者制度がきちんと活用されているのかなという思いがあるので、こういう質問をしていて、この団体がよくないとか、そういうことを言っているつもりは毛頭ないのでけれども、それであるならば、これも言っておきます。令和13年にこれが終わっても、やるのはまた多分、同じ団体です。私の個人的な意見として。

本当にこれでいいのか。いいのですと言わればそれまでなのだけれども、指定管理者制度ではなくて、そろそろ違う制度も考えていくべきなのかなという思いも出てくるもので、改めて質問するのですけれども、ずっと一つというのをどう思いますか。

○守屋スポーツ推進課長

今、委員ご指摘のとおり、新しい民間事業者が公募に入ってきて、切磋琢磨して、よりよいサービスというのは本来あるべきところだと思いますけれども、実際に1者で、体育館でいえばスポーツ協会が今回公募されましたが、その提案内容が基準を満たしてこないとなると、当然それは審査の中で判断するというところですので、長年やっているからというところは評価の一つではございますけれども、審査の中で基準を満たさなければ、当然選定に漏れるということもありますので、特定したところを使っていくということではないということです。

もう一つ、区立体育館でなかなか民間事業者が入りづらいという点として、所管として認識しておりますのが、日野学園との複合施設になっておりまして、総合体育館の建物維持管理につきましては、日野学園と複合して管理しているため、区の教育委員会が契約した建物維持管理業者と再委託契約を結んでいただくということも、とともに条件の中に入っておりますので、そういったところで事業者として、自分の関連のところの管理運営会社等が入ってくるところが難しいというお考えなどもあって、複合施設というところでなかなか、施設見学・応募はするけれども、最終的に辞退につながっているというところが一つの要因ではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても、区としては適正なスポーツ協会を今回、選定したというところでございます。

○藤原副委員長

課長、改めて言うけれども、この評価も正しいし、私は悪いと言っているわけではないです。今の説明でよく分かるのは、例えばプールのことに関しても、基本的には、プールは日野学園の施設ですからとなってしまいます。スポーツ協会等ではなくて。そこもよく分かるのです。

もう考えていいかないといけないのではないかというのではなく、改めて話しますけれども、指定管理というのは、企業間の競争があって、区民にどれだけいいサービスを提供できるかということで、プロポーザルを通してということで入ったわけですから、競争感がなくなってきたいるわけではないですか。次のときはどこかが出るかもしれない。でも、それでも2つ、文化振興事業団とスポーツ協会は、令和13年以降も私は変わらないと思っている。だったら、指定管理というよりも、違う方法もあるのかなと。

あと、採点は、人間がやっているわけですから、人間がやるということは、基本的には、やはり私は情が入ってくると思います。私個人の意見だけれども。再任用のこともあるのだから、再任用の受皿というか、そういうこともあるのだから、その辺りはよく担当として考えていくべきだと思っております。

○守屋スポーツ推進課長

選定の方向というか、いろいろどう考えるかというところだと思いますけれども、いずれにいたしましても、指定管理を含めまして、そういった施設の運営方法につきましては、よりよい方法について考えていく必要があるかなと思っております。

○おぎの委員

私からも1点だけ。今、選考基準の点数化で決めているお話を聞きしたのですけれども、そもそもこの選考基準の表にある評価項目と配点、配点も5点のところと2倍になっている項目があつて、特にこの表を見ると、こういうものをやってほしいという、区が目指している形がこの表になっているのかなと思うのですが、この配点表自体の項目や、配点の基準みたいなものは、品川区のそれぞれの課がつくられていらっしゃるのか、あとは、つくられるとき、何か参考にされているものというはあるので

しょうか。

○守屋スポーツ推進課長

評価項目・配点の項目はどのように決めているのかというところにつきましては、それぞれの施設につきまして、評価すべきところなど、いろいろ考えるべきところがありますので、それぞれの所管で検討しているというところでございます。

中身につきましては、大項目のところで1、2、3、4というところでございますけれども、その中で、提案をいただく際にきちんと説明していただきたい内容、そしてそれを評価していきたい内容というところで、項目を所管で決めて記載しているものでございます。

2倍になっているところにつきましては、所管としても重点項目として考えているところですので、配点がここは2倍というところで、所管としてもこちらをきちんと事業者が考えて提案していただけるかというところで配点を高くしているというところでございます。

○おぎの委員

評価する時々によって区民のニーズ等もあつたりして、この配点表自体も変わってくるのかなとは思いますが、非常に見える化して、透明性のある決め方だなとは思います。ただ一方で、先ほど藤原副委員長がおっしゃっていたように、人間がやることですので、項目が変わると配点が変わって、1と2を入れ替わってしまう場合もあるので、そういう応募事業者に配慮というよりは、区民のために品川区がこういうのをつくりたいのだというのを打ち出して、しっかりとやっていただきたいということを要望します。

○こしば委員

私からは選定経過の、指定管理者候補者選定予備委員会の委員から出された意見についてお聞きしたいのですけれども、こちらは委員長以下、委員全てが区の理事者で構成されているのですが、指定管理業務についての2つ目のポチなのですけれども、長期間運営していることのデメリットとして、既存の枠組みの中で考えてしまって、新たなニーズの掘り起こしに課題が残るという意見が出ていたのですが、運営することのデメリットでこういう課題があるということは、例えば稼働率が一定の基準を満たしていないなかつたりとか、そういったことにつながっているのかどうかについて、まず教えてください。

○守屋スポーツ推進課長

直接的に稼働率のところには結びついていないかと思っておりますけれども、新たなニーズの掘り起こしというところで、初心者教室ですか、様々なスポーツ施策をやっていただいている中で、例えばトレーニング室のプログラムなどもあるのですけれども、その中でいろいろなプログラムを組んでいる中で、ニーズが少ないものですか、ニーズが高いものとかもありますし、そういった区民ニーズ、時代のニーズに即したところについて、運営期間が長いことによって、そこへのアンテナというところがなかなか低いところもあるのではないかというご意見もいただきましたが、提案の中では新たな事業提案等もございましたので、そういったところも考えていただいているとは思うのですけれども、委員の中では、そういったプログラム等も含めまして、一定程度同じものが続いていたりするものもありますので、新たなニーズを掘り起こしていただきたいというところでご意見をいただいたものと認識しております。

○こしば委員

必ずしも稼働率に影響を及ぼしているものではないということは理解いたしました。

そうは言っても、これまで長年の間続けてきたものをそのまま続けていくのが決していいとは思えな

いし、これまでこういった品川区の施設を利用してこなかった人たちにも来ていただくというのは、これから大切なことだと思うので、その辺りはいろいろなものを出していっていただいて、展開をしていただければと思います。そういう意味でも多分、委員の方も意見は述べられたと思いますので、かしこまりました。ありがとうございます。

○西村委員長

よろしいでしょうか。

では、ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いいいたします。

○こしば委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○西村委員長

それではこれより、第132号議案、指定管理者の指定についてについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

令和7年請願第21号 インボイス制度による事業者への影響の実態調査を品川区独自で行う請願

○西村委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

令和7年請願第21号、インボイス制度による事業者への影響の実態調査を品川区独自で行う請願を議題に供します。

本請願は初めての審査ですので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○西村委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

私から、こちらについての回答を申し上げます。

まず、品川区を含む各自治体において、区内事業者の登記情報や課税情報など、インボイスに係る基本情報を把握しておらず、一義的に国が管理するものとなっております。また、インボイス関連情報の管理という点を踏まえて、国が事業者向けの調査を行っているところでございますので、区としてはその調査結果と、それを踏まえた国の動向等を把握してまいりたいと考えております。

また、区としましては、日々経営相談を実施しており、中小企業センターや各創業支援施設を踏まえ

ると、年間約4,000件の相談が寄せられております。こちらは、事業者からの直接のお困り事以外の経営課題ですとか、お悩みを丁寧に聞き取りして、対応してまいりますとともに、創業支援センターでは毎年、フリーランス向けのセミナーを行っておりますと、今年度につきましても12月に、インボイスに関するセミナーをする企画をしておりますので、その中で、皆様の実情ですかとか、お声をきちんとヒアリングしていくような形で対応してまいりたいと考えております。

○西村委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○おぎの委員

今の説明の中で、年間約4,000件、経営相談を受けているということで、経営課題と様々な相談を聞いているということですが、具体的にはどんな相談が多いかというものを、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

一番多い相談としましては、いわゆる経営ということで、資金繰りの内容のご相談を一番多く承っているところでございます。

○おぎの委員

小さい事業者ほど、資金繰りというか、その部分が難しいのかなというのは共感できる部分です。

こちらの請願に、五反田の小さなクリエイター事業、アニメ関係など、いろいろ紹介されていますけれども、今、五反田については、どんな業種が多くて、新しい業種等は増えているのかとか、そういう情報がもしあれば、教えていただきたいと思います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

五反田の事業者の集積状況としましては、一つは、今、情報通信業が五反田・大崎地区に集積しているという実態はつかんでいるところでございます。

○おぎの委員

情報ということで、新しい分野のIT関係だったりするのかなということで、五反田バレーを目指しているので、区としても頑張っていただきたい若い企業なのかなと思います。

一方で、2割特例が2026年の9月に切れるということで、もう1年を切っている状態なのですけれども、そういった声、インボイス等の声も上がっている中で、2割特例が切れるときの救済策みたいなものは、今何かお考えなのでしょうか。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

2割特例が切れるのが来年の9月ということは、区もきちんと認識しております、それに向けての救済策については、現在のところでは考えておりませんけれども、近くなってくる中で、事業者の声、お困り事、影響、そういったことを丁寧にヒアリングして、その内容を踏まえて、施策も検討していくことは考えております。

○西村委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年請願第21号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願ひいたします。

○こしば委員

本日結論を出す。その理由、意見については、前回9月の第3回定例会のときにもほぼ同じ趣旨の請願が出されまして、そこでも意見等は表明させていただいたのですけれども、まず、法人格であれば、法務局で設立登記を出したりとか、事業主であれば、税務署に開業届を出したりするということもあるのですが、まずそれを区が把握するのが大変難しいということである。それを前提にした上で、実態を把握するというのは、この請願の理由の中には、実態調査、環境だとか若者に関するアンケートのように、区内の声を直接拾う調査は十分可能であると言われているのですけれども、同じ土台の中で調査をすることは、今言いましたけれども、大変難しいと思います。

また、そうは言っても、それでいいのかというと、決してそんなことはないと思います。そんなことはないというのは、要は個人事業主の大変厳しい状況をしっかりと区が考えて寄り添う、そういった相談支援も既にされているということですし、12月にフリーランス向けの説明会を実施予定ということですので、決してインボイスの調査をしないからといって、見捨てるわけでは当然ないですし、本来であればインボイス云々というよりも、企業といいますか、経営を十分していくことを後押しすることが大切だと思いますので、そこに区は注力してもらいたいというところで、長くなりましたが、今回の請願は願意に沿わないということですので、不採択です。

○おぎの委員

本日決めるで、未来の会派としては、国の管轄なので全数把握が難しく、区の独自調査となると、区内の個人事業主を対象とするためには、全区民を対象とする広範囲な調査が必要となり、多大な時間と費用がかかることが予想されるということで、我が会派としては不採択という結論です。

ただ、個人としましては、インボイス制度自体が問題の多い制度だとは思っているので、個人事業主とか小規模経営者の方を何とかしてあげたいとは思っています。国の調査はまだ公表されていないのですけれども、東京商工会議所がインボイスの調査を毎年定期的にやっていまして、今年も2,710者から回答が出ているのですけれども、依然として困っている声というのはたくさん出ているのです。価格転嫁も難しかったりとか、取引先の事情があるので、一方的に取引条件にしにくいなどということで、困っている声は非常に出ていて、国の調査を待たずとも、困っている企業が多いというのは明白ですので、そろそろ次の手を考えるフェーズに来ているのかなとは思っていまして、五反田の新しく生まれている小さな企業を潰さないためにも、2割特例が切れる前に、区としても何らかの対策について、丁寧に聞き取って考えていただけたらと要望いたします。よろしくお願ひします。

○西村委員長

それでは、本請願については、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○西村委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれご意見を伺いましたので、本請願については、簡易採決により採決を行います。

それでは、令和7年請願第21号、インボイス制度による事業者への影響の実態調査を品川区独自で行う請願について、お諮りします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○西村委員長

最後に、予定表3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、区民委員会に関わる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。なお、本会議での質問の繰り返しにならないようにお願いいいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思います。

それでは、所管質問がございましたらお願いいいたします。

よろしいですか。

それでは、いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。

ほかに、その他で何かございますでしょうか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午前11時04分閉会